

第2章 第5期計画策定に当たっての視点

- ひとり親家庭を取り巻く状況を踏まえ、次の5つの視点から計画を策定します。

1 支援が必要なひとり親家庭とつながり、地域全体で切れ目なく支援

ひとり親家庭を取り巻く環境は、子供にとってもひとり親にとっても、第4期計画策定時と比較し、大きく変化しています。

【第4期計画策定以降の動き】

- 令和6年4月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行
 - ・ 困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした法律
 - ・ 民間団体との協働による支援についても規定
- 令和6年4月 「改正児童福祉法」施行
 - ・ 全ての妊産婦・子育て世帯・子供の包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置
 - ・ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等を支援する「妊産婦等生活援助事業」の創設
 - ・ 社会的養護経験者等の交流や相談支援を行う「社会的養護自立支援拠点事業」の創設 等

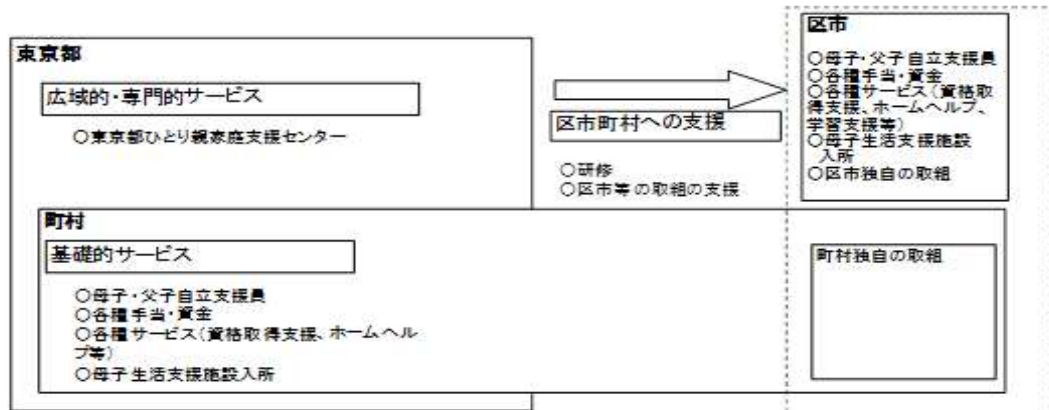
第5期計画における新たな視点

- 都内の自治体において、民間団体と協働した女性支援の取組が進められているほか、「妊産婦等生活援助事業」による相談や居場所の提供も始まっています。
- また、都及び児童相談所設置区において、「社会的養護自立支援拠点事業」の設置が進んでおり、社会的養護経験者等に相談や居場所の提供を実施しています。
- これらの事業は、ひとり親家庭の直接的な相談窓口ではなく、設置主体や運営方法等により相談窓口や支援内容も異なりますが、様々な困難を抱えて必要な支援につながった人を連携して支えていくことが重要です。
- 第5期計画においては、「ひとり親になる前の妊娠期からの切れ目ない支援」を新たな視点として加えています。

第5期計画における施策の方向性

- 支援が必要なひとり親家庭が必ずしも相談窓口につながっていないのではないかと、との指摘もあることから、様々な機関で支援が必要な家庭を把握し、地域全体で連携して支援を行います。
- 未婚の特定妊婦等に対しては、妊娠期から母子保健部門と児童福祉部門が連携して支援し、ひとり親家庭への支援につなげます。
- ひとり親家庭を対象とした相談窓口や支援機関は、ハローワーク等の国機関及び東京都、区市町村、民間団体など、多岐に渡るため、横断的な情報発信を行うなど、広報・普及啓発の強化を図ります。
- ひとり親家庭を支える専門機関を中心に、様々な支援策を活用して重層的に支援していくため、関係機関の連携を強化し、ひとり親家庭の自立を総合的に支援していきます。

ひとり親家庭支援



【地域全体での連携支援】

- ・ 子供食堂や学習支援等を活用した要支援家庭の把握
- ・ 区市町村の窓口や母子生活支援施設等の支援者の資質向上
- ・ 東京都ひとり親家庭支援センターと区市町村窓口の連携
- ・ 要保護児童対策地域協議会や支援調整会議の活用

【未婚の特定妊婦等への支援】

- ・ 民間事業者と連携した特定妊婦等への支援
- ・ 女性自立支援施設での心理的ケアや産前産後の生活支援
- ・ 母子生活支援施設における母子や妊産婦への育児・家事支援

【広報・普及啓発の強化】

- ・ ひとり親家庭向けポータルサイトの運用
- ・ 区市町村が取り組む広報への支援

【ひとり親同士のつながり支援】

- ・ 東京都ひとり親家庭支援センターで実施しているひとり親グループ相談会の活用
- ・ 地域の民間団体等の活用

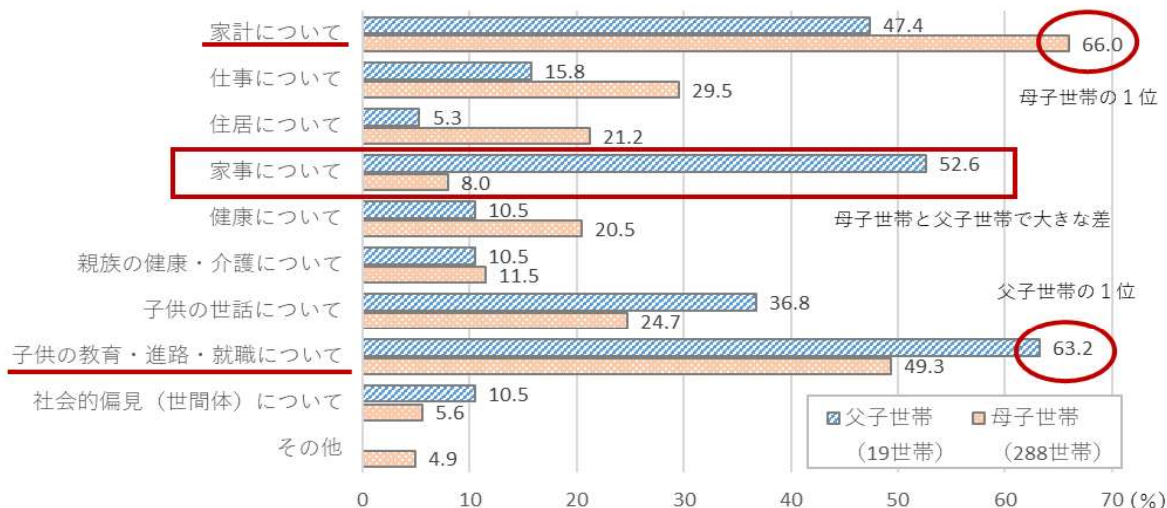
2 各家庭の特性・状況に応じた自立に向けての支援

ひとり親家庭の特性・状況

※ 令和4年度「東京都福祉保健基礎調査」より

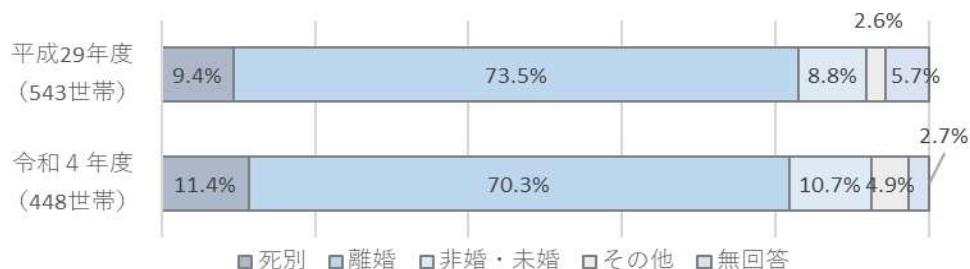
<ひとり親世帯になって現在困っていること（複数回答）>

- ひとり親世帯の困りごとは、母子家庭と父子家庭では大きく異なります。



<ひとり親世帯になった理由>

- ひとり親世帯になった理由は、近年「死別」は1割程度で推移しており、「離婚」が約7割と最も多くなっています。ひとり親世帯の課題は、ひとり親世帯になった理由によって異なり、「離婚」の場合は親子交流や養育費についても課題になります。



ひとり親家庭の状況は多様であり、それぞれの特性やニーズを踏まえた対応が必要です。

第5期計画における施策の方向性

- 母子家庭・父子家庭には、ひとり親家庭に共通する課題に加え、各々の特性に応じた課題があります。母子家庭・父子家庭の特性やニーズを把握した上で、それぞれに配慮した施策を進めていきます。
- ひとり親家庭は、就業率は高いものの非正規雇用の割合が高く、稼働所得が低い状況にあります。このため、それぞれの実情に応じた自立目標を立て、個別的・継続的な就労支援を実施していきます。
- ひとり親家庭は、離婚やDV被害などの影響により、精神的な面での回復に時間を要する場合もあり、それぞれの状況を理解した上で必要な支援を実施していきます。

3 子供の健全育成と将来の自立に向けた支援

子供の権利などに関する動き

- 第4期計画策定後、令和3年4月に「東京都こども基本条例」が施行されました。
- 「東京都こども基本条例」は、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、多岐にわたる子供政策の基本的な視点を盛り込んでいます。
- 国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行されたほか、子供の権利に関連する法改正が行われています。

【第4期計画策定以降の動き】

- 令和3年4月 「東京都こども基本条例」施行
- 令和5年4月 「こども基本法」施行
- 令和6年5月 「民法等の一部を改正する法律」成立
※ 離婚後の父母の子の養育に関する責務を明確化
- 令和6年6月 「子ども・若者育成支援推進法」改正・施行
※ 国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記

東京都こども基本条例

「子どもの権利条約」(※)の精神にのっとり、**子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先**にするという基本理念を明確化

子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐にわたる**子供政策の基本的な視点を一元的に規定**

子供施策に係る**総合的推進体制の整備**について規定

第5期計画における主な見直し

上記の動きを踏まえ、第5期計画では以下の見直しを行います。

- ① 「子供の居場所づくり」を具体的展開の項目の1つとして位置付け
- ② 子供の最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子交流を推進していくため、「親子交流支援事業」の支援対象を拡大
- ③ ひとり親家庭の中には、ヤングケアラーと思われる子供が存在する可能性があり、対策が必要であることを計画に記載

第5期計画における施策の方向性

- ひとり親家庭に育つ子供たちの生活や将来が、家庭の事情によって左右されることのないよう、養育環境の整備や、将来の自立に向けた就業支援、教育の機会の確保など、子供の健全な育成を支えるための施策を展開していきます。
- 子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという、「東京都こども基本条例」の基本理念に基づき、子供の意見を聞き、子供の権利の視点に立った施策を実施していきます。
- ひとり親家庭に育つ子供たちの多くは、親との離別などの喪失体験を有していることから、きめ細かな支援を実施していきます。また、DVや虐待などの状況に置かれた場合、子供の権利を守りつつ、特別な配慮をしながら、健全育成を図っていきます。

【第5期計画策定に向けた取組：ひとり親家庭の子どもへのヒアリング】

- 第5期計画策定にあたっては、子供たちの意見を聞き、ひとり親施策に反映させていくため、初めて「ひとり親家庭の子供へのヒアリング」を実施しました。

■ 対象

小学校高学年から高校生までの子供 9人
(小学生6人、中学生2人、高校生1人)

■ テーマ

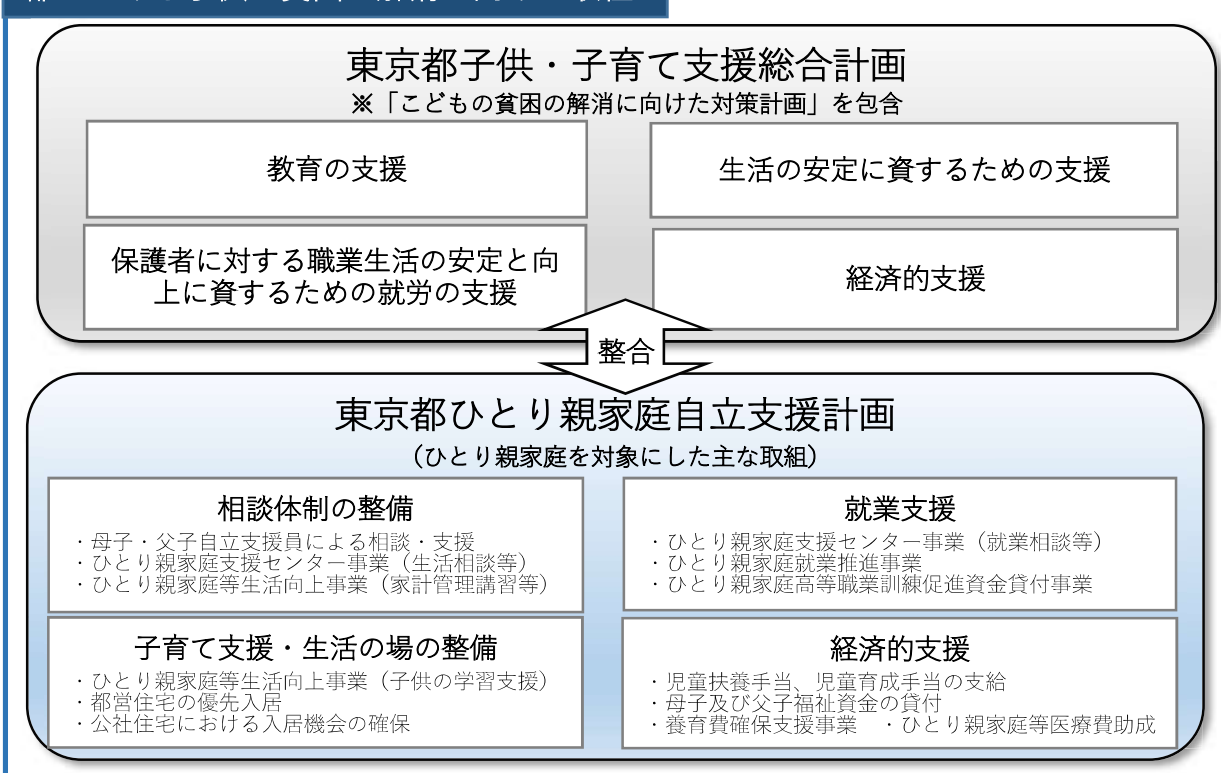
- ・ これまで楽しかった活動や遊び、居場所など
- ・ されて嫌だったことや嫌だった場所、困ったこと
- ・ あったらいい場所、サポート など

【子供たちの主な意見】

- ✓ きょうだいの世話や家事負担が大きい。
- ✓ 学習支援や塾の講習費や教材費の負担感がある。
- ✓ 中高生が自由に利用できる居場所が必要、無料のWi-Fiが使えるスペースがあると良い。
- ✓ 日常的な居場所の中で相談できると良い。
- ✓ ひとり親家庭であることは友人や家族とも話さない。これからは話したくない。

4 子供の貧困の解消に向けた施策の推進

都における子供の貧困の解消に向けた取組



【参考：こどもの貧困解消法】

- 令和6年6月、超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。
- 今回の改正においては、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。
- また、目的や基本理念の充実等が図られ、こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」が具体化されるとともに、こども貧困大綱において定める指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」が追加されました。

第5期計画における施策の方向性

- 子供の貧困の中でも、特にひとり親家庭の相対的貧困率は高い状況です。また、ひとり親家庭の状況は様々であり、多様なニーズに応えていくことが子供の貧困の解消につながります。
- 貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、都における「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を包含する「東京都子供・子育て支援総合計画」との整合を図り、福祉、教育、就労など様々な分野の関係機関と連携しながら、子供の貧困対策を総合的に進めていきます。

5 母子生活支援施設の活用促進

母子生活支援施設は、地域の子育て資源としての役割が期待されています。

母子生活支援施設（児童福祉法第 38 条に基づく児童福祉施設）

○ 母と子がともに生活しながら専門的支援が受けられる唯一の児童福祉施設
<役割>

- ・ 入所者の自立の促進のための総合的支援（生活・子育て・就労など）
- ・ DV 被害者や虐待を受けた児童への支援（心のケアや自己肯定感の回復）
- ・ 虐待防止（親子関係に介入し、母子分離をせずに虐待を防止）
- ・ 親子関係再統合支援（虐待で母子分離になっていた場合に母と子双方の支援を通じて安全に再統合を支援）
- ・ 退所者へのアフターケア、地域支援

課題（ニーズ）を有する母子への支援

○ 母子生活支援施設の入所理由は「住宅困窮」「夫等の暴力」「経済的困窮」などが多くなっており、入所母子は、虐待や精神疾患、障害など様々な課題を抱えているため、母子それぞれのニーズを踏まえ、養育支援や心理ケア等の専門的な支援を行っていく必要があります。

- 専門人材の確保、育成、定着
- アフターケアの充実
- 入所率向上に向けた取組
- 広域利用の促進
- 施設整備等への支援

地域の子育て資源としての積極的活用

○ 地域のニーズに合わせて、入所児童だけではなく、地域の子供も対象とした学習・居場所支援や、電話相談事業など、地域におけるすべての子育て家庭の支援を行う施設として、母子生活支援施設の積極的な活用を働きかけていきます。

- 母子一体型ショートケア事業
- 子育て短期支援事業（ショーツステイ・トワイライトステイ）
- 多機能化に向けた、施設と区市町村の双方への働きかけ

第 5 期計画における施策の方向性

- 母子生活支援施設には、DV だけでなく、虐待や若年妊婦など、様々な課題を持つ母子が入所しているため、その個別のニーズに応じた支援の充実に向け、職員の確保・定着や専門性の向上を図ります。
- 新たな社会的養育推進計画も踏まえ、ひとり親福祉のための資源としてのみならず、地域の子育て資源として、施設の多機能化を推進していきます。

コラム ひとり親家庭の子供へのヒアリングについて

- 東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）を策定するにあたり、子供たちの意見を聞き、施策に反映させていくため、今回、初の試みとして、ひとり親家庭の小学校高学年から高校生までの子供たちに、ヒアリングを行いました。
- ヒアリングは、最初に、子供たちを年齢ごとにグループ分けし、各グループにファシリテーターとして、ひとり親家庭や児童福祉分野の専門家が入り、大学生にファシリテーター補佐として協力をしてもらい、実施しました。
- 最初は、知らない大人やお友達に緊張していた子供たちも、年齢ごとのグループに分かれてからは、徐々に緊張もほぐれていき、テーマに沿ってお話してくれました。
- 途中、休憩時間では、真ん中の大きな机を囲んで、全グループのみんなそろって、大学生のお兄さんやお姉さんとお菓子を食べながらお茶やジュースでリラックスしていました。
- 後半は、小学生の年少グループでは、大学生とマンツーマンでお話をし、さらに色々なお話を聞くことができました。
- 子供たちが自分の考えや意見を自由に話せる場は、子供たちの健やかな成長や、適切な支援につなげるためにとても重要です。今回、初めてヒアリングを実施しましたが、子供たちからも、また、こういう場で話がしたいという声があがりました。
（ヒアリングの詳細は、参考資料 3 ひとり親家庭の子供へのヒアリング結果概要）



コラム 父母の離婚後の子供の養育に関するルールの改正について ～民法改正って？～

- 父母が離婚後も適切な形で子供の養育に関わり、その責任を果たすことは、子供の利益を確保するために重要です。令和6年5月に成立した民法等改正法は、子供を養育する親の責任を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。（令和8年5月までに施行されます。）
- 親の責任に関しては、父母が親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子供を養育する責務を負うことなどが明確化されています。
- 親権に関しては、父母の離婚後の親権者の定めを選択肢が広がり、離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになります。それに伴い、父母双方が親権者である場合の親権の行使方法や父母の離婚後の子供の監護に関するルールが明確化されています。
- 養育費に関しては、債務名義がなくても、養育費の取決めの際に父母間で作成した文書に基づいて、差押えの手続きを申し立てることができるようになるなど、一部手続が容易になります。
- 親子交流に関しては、家庭裁判所の手続中に親子交流を試行的に行うこと（試行的実施）に関する制度が設けられるほか、父母以外の親族（祖父母等）と子供との交流に関するルールが設けられています。
- その他、財産分与や養子縁組に関するルールも見直されています。



（参考）法務省「民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について」

